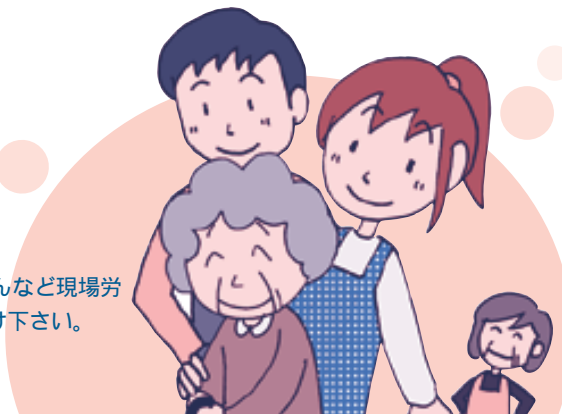


全労連・ヘルパーネットに あなたの一言をお寄せ下さい



介護保険制度見直し、介護報酬改定をまえに、事業所閉鎖、解雇、賃下げなどが各地で起こっています。このままではヘルパーのなり手がなくなってしまうとの声も聞

かれます。よりよい介護保険制度にするため、制度を支えるヘルパーさんなど現場労働者の声を国や自治体に届けていきます。ぜひ、まわりの方にもお声かけ下さい。

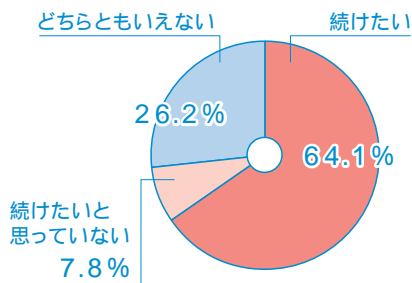
利用者さんの笑顔を守りたい! 働き続けたいけど・・・。



事業所も赤字

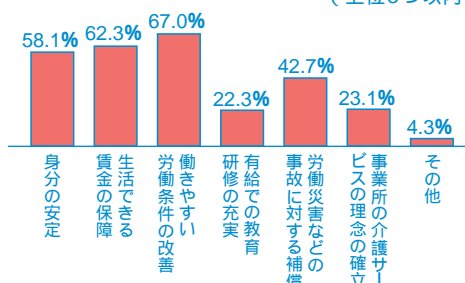
「事業所には軽度の要介護の方が多い。事業高は1年ごとに右肩下がり。加えて8月の厚生労働省通知を守り、有休、移動時間、健康診断の時間などすべて算定したら、赤字になってしまった。利用者によりよい介護を届けるためにも介護報酬の引き上げを。」(ソーシャルサービス協会塩釜事業所 平山さん)

ヘルパーの仕事をつづけたい



働き続けるために必要なこと

(上位3つ以内)



(全労連ヘルパーアンケートより)

私たちはこんな活動をしています

・ヘルパー集会... 一人で悩まないで!

2005年11月5日、東京で事業者、利用者とともに「介護保険の改善をめざすみんなの集会」を開催。介護保険の学習とともに、事業者、利用者、労働者が実態を交流しました。

この集会では時給800円ではたらく施設ヘルパーが、「あまりの労働条件の悪さに、辞めようと思ったが、この集会に来て励まされた。もう少しがんばってみよう」と働き続けることを決意しました。他にも全国各地でヘルパー集会を実施、研修や悩みの交流などを行っています。

スキルアップもしたいけど、どうしたらいいかわからないんです

同僚がなかなかいないけど、ヘルパー集会でお互いの悩みなんか話せるの

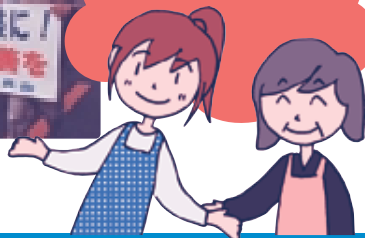


・春の中央行動

国会議員と厚生労働省に私たちの声を届けます。(2006年は3月10日に実施)



一緒に利用者さんの笑顔を守りましょう!



郵便はがき

1 1 3 8 4 6 2

おそれいますが、50円切手をお貼り下さい

全労連・ヘルパーネット行

文京区湯島2-4-4 全労連会館 4階

よろしければご記入下さい!

労働組合の資料を希望しますか?

はい
いいえ

このチラシをぜひ、まわりのヘルパーさんにもお渡し下さい。

あなたの職場はどうかしら？ 職場チェックリスト

- 1. 利用者宅間の移動時間、記録時間に賃金が支払われていますか？
- 2. 職場で学習会や研修は行われていますか？
- 3. 通勤時の事故、感染症の罹病などの補償はありますか？
- 4. 労災保険に加入していますか？
- 5. 年次有給休暇は取れますか？
- 6. 健康診断は年1回以上実施されていますか？

の私の一言

職種をお書き下さい。事業者の方もどうぞ
(仕事の悩み、現場の実態、困っていることなど)

介護制度の充実を

よりよい介護を行なうため、
利用者・事業者の
皆さんと力をあわせて
介護制度の改善を
求めています。



1. 介護報酬引き上げと利用者負担の軽減措置を

2004年8月27日に厚生労働省は介護保険で働くホームヘルパーは労働者である旨の通知を出しました。しかし、実際の介護報酬は法定労働条件を満たすものになっていません。ヘルパーネットでは介護報酬の引き上げと利用者負担の軽減を求めています。

2. 介護予防事業の見切り発車はやめさせよう

現在の要支援のすべての利用者と要介護1の半数の利用者さんが予防介護に移されることによって、経営が苦しくなる事業所が続出、事業所閉鎖やヘルパーの労働条件の切り下げ、解雇などが各地で起こっています。

厚生労働省は介護予防事業の実施について、準備が整わない市町村は、最長2年間の猶予措置を条例で定めることができるとしています。

3. 介護職員基礎研修を自治体の責任で開催し、受講時間と費用の公費負担を。

現在、年間500時間の基礎研修の方向が出されていますが、経験者については受講のための時間と費用の公費負担を求めています。また、現在の2級ヘルパーの資格でも働き続けられるように運動していきます。

お得な労働共済

組合に入ると労働共済に加入できます。労働共済は「たすけあい」のためにスタートし万一の場合の生活を守るためにつくられました。民間保険会社と違って営利を目的としていないので、「小さな掛金」で「大きな保障」が実現できるのです。

- ・交通災害共済 ・火災共済
- ・自転車共済 ・自動車共済
- ・医療共済 ・生命共済
- ・行事スポット共済

利用者さんのお宅に伺うときは自転車でするので助かります。



家族も入れる共済もある。詳しくは問い合わせしてみてください。



国会でも、介護労働者の労働条件改善と要介護者のサービス継続がとりあげられました。

05年6月の「改正」介護保険法の国会採決にあたって、参議院では24もの付帯決議が。付帯決議の完全実施が求められます。

- 七、新予防給付の導入に伴い、認定区分が要介護一から要支援二に変更される者について、これらの者が現に受けているサービスを引き続き受けられるよう、十分配慮すること。(後略)
- 十四、ケアマネジャーについては、資質の向上を図るとともに、中立的・独立性を重視する観点から、基準及び介護報酬について所要の見直しを行うこと。
- 十六、(前略)介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。(後略) (参議院付帯決議より抜粋)

家事援助の継続について以下の大臣答弁をひき出しています。

「新予防給付は、軽度者の既存サービスのうち、一部の不適正なケースの適正化を目指すものであり、原則として、現在提供されている適正なサービス、すなわち、適正なケアマネジメントに基づいて、独居や要介護同士の夫婦の利用者が行うことができない家事をホームヘルパーが行う家事援助は、今までどおり利用できるものとしてまいります」

都道府県：	市町村名：
性別 男・女	年齢 10代・20代・30代・40代・50代・60代以上

(キリスト)

全労連・ヘルパーネット

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
全労連会館4F <http://www.zenroren.gr.jp>
TEL: 03-5842-5611 FAX: 03-5842-5620

組合へのご相談はこちらまで
ミナハゼンロウレン
☎0120-378-060

